

改訂版 知的財産権侵害訴訟実務ハンドブック 正誤表

	<誤>	<正>
6頁18行目	民事訴訟法1条	民事訴訟法2条
15頁末行	特許法68条＝特許権者は、 <u>業として特許発明の実施をする権利を専有する。</u> …。	削除
88頁17行目	1”””被告は、	1”””被告は、
182頁20行目	ウ 意匠、商標、プログラム以外の著作物に関する事件、営業秘密に関する不正競争防止法事件については、	ウ 意匠、商標、プログラム以外の著作物に関する事件、不正競争防止法事件については、
296頁13行目	民訴221条4号の	民訴221条1項4号の
331頁1行目	キルビー事件判判	キルビー事件判決
449頁右欄上から3行目	6条の4	削除